

秋田公立美術大学科目等履修生規程

平成25年4月1日

規程第97号

(趣旨)

第1条 この規程は、秋田公立美術大学学則（公立大学法人秋田公立美術大学規程第1号。以下「本学学則」という。）第55条および秋田公立美術大学大学院学則（公立大学法人秋田公立美術大学規程第5号。以下「大学院学則」という。）第46条の規定に基づき、科目等履修生に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第2条 科目等履修生として入学することができる者は、高等学校を卒業した者又は秋田公立美術大学においてこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

(入学時期)

第3条 科目等履修生の入学の時期は、学期の始めとする。ただし、学長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(履修期間)

第4条 科目等履修生等の履修期間は、1年以内とする。ただし、学長は、科目等履修生が引き続き履修することを願い出た場合で特別の事情があると認めるときは、1年を超えない範囲内で当該履修期間を延長することができる。

(入学志願手続)

第5条 科目等履修生等として入学を志願する者は、所定の期日までに、次に掲げる書類を学長に提出するとともに、所定の入学検定料を納付しなければならない。

- (1) 科目等履修生入学願書
- (2) 履歴書
- (3) 科目履修志望理由書

(4) 最終学校の成績証明書および卒業（修了）証明書

(5) 前各号に定めるもののほか、学長が必要と認める書類
(選考)

第6条 科目等履修生の選考は、学長が行う。

(入学手続および入学許可)

第7条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、別に定める書類を学長に提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項に規定する入学手続を完了した者に対し、入学を許可する。

(授業料等)

第8条 科目等履修生は、所定の期日までに授業料を納付しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、履修に要する費用は、科目等履修生の負担とする。

3 科目等履修生の授業料、入学料および入学検定料の額ならびにこれらの徴収方法は、秋田公立美術大学学生納付金規程（公立大学法人秋田公立美術大学規程第82号）の定めるところによる。

(履修手続)

第9条 科目等履修生は、履修を許可された科目の履修届を所定の期日までに提出しなければならない。

(単位の認定)

第10条 科目等履修生に対しては、単位を与えることができる。

2 科目等履修生が履修することのできる授業科目の種類および単位数は、秋田公立美術大学履修規程（公立大学法人秋田公立美術大学規程第91号）および秋田公立美術大学大学院履修規程（平成29年公立大学法人秋田公立美術大学規程第6号）の定めるところによる。

(入学許可の取消し)

第11条 学長は、科目等履修生が本学学則、大学院学則もしくは諸規程（以下「学則等」という。）に違反したとき、又は科目等履修生としての本分

に反したときは、学部教授会又は研究科教授会の意見を聴いて、第7条第2項に規定する許可を取り消すことができる。

(学則等の準用)

第12条 科目等履修生については、この規程に定めるもののほか、学則等のうち学生に関する規定を準用する。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日規程第4号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年4月1日規程第10号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

